

第 1 回加東市総合計画審議会資料

No.	資 料 名	頁
1	加東市総合計画審議会条例	P. 1
2	加東市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）	P. 3
3	総合計画の概要（後期基本計画策定の趣旨）	P. 4
4	後期基本計画の策定方針	P. 5
5	後期基本計画策定スケジュール	P. 6
6	総合計画審議会の運営に関する申し合わせ（案）	P. 7
7	後期基本計画策定に関するアンケート結果の概要	P. 8
8	後期基本計画（案）に対する意見とその対応＜様式＞	P. 9
-	まちづくり施策に対する評価（重要性と満足度） ……………後期基本計画アンケートの結果から	P. 10
-	総合計画政策体系の変更案 ＜参考資料＞	P. 11
-	加東市総合計画・後期基本計画（案）	別冊

企画部企画政策課

○加東市総合計画審議会条例

平成18年9月8日

条例第218号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、加東市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、加東市総合計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 公共的団体の役員及び職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任し、又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

諮問第 号

加東市総合計画審議会

加東市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

平成25年度から5か年間の加東市のまちづくりの指針となる加東市総合計画後期基本計画の策定に当たって、加東市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成24年10月11日

加東市長 安田正義

総合計画とは（後期基本計画策定の趣旨） ※後期基本計画（案）から

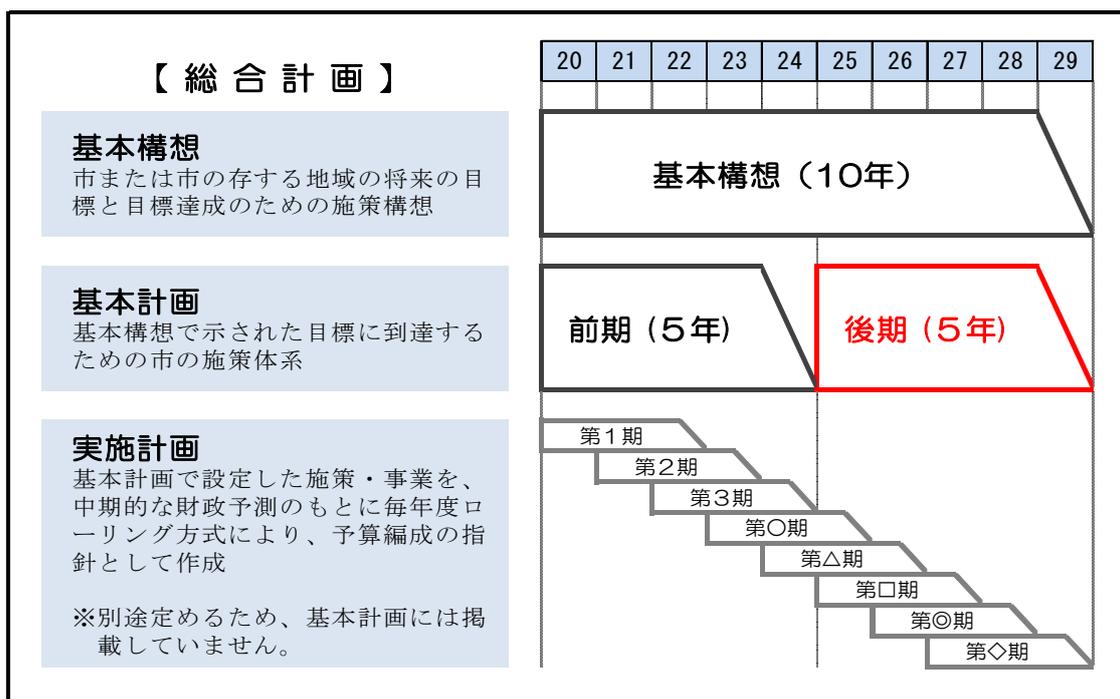
総合計画は、まちづくりの総合的な指針となる計画で、自治体の最上位計画に位置付けられています。本市においては、加東郡3町の合併により新しく誕生した「加東市」が、合併後の新たな市民ニーズに対応するために、市民の参画を得て「加東市総合計画（愛称：みんなでつくる加東 きらめき★プラン）」を、平成19年度に策定しました。

加東市総合計画は、基本構想（平成20年度から平成29年度までの10か年）と前期基本計画（平成20年度から24年度までの5か年）で構成し、基本構想は、まちの将来像「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく★元気なまち 加東」を実現するために必要な政策と施策の大綱を示しています。また、前期基本計画は、基本構想に定めたまちの将来像を具体化する施策などを分野別に体系化した計画としています。

総合計画策定に当たっては、経済情勢や「中央集権から地方分権」「個性化・多様化」「多様な主体による協働」などの社会潮流に適合し、より市民ニーズを反映するために、「地域資源の有効活用と地域経営」「市民参画による計画策定」「成果志向型で市民にわかりやすい計画」「“あれもこれも”から“あれとこれ”のまちづくり」を念頭においた戦略的計画としました。

そして、前期基本計画に基づいたまちづくりに取り組む中で、人口減少や経済・雇用の低迷、地球環境問題の深刻化など厳しい社会情勢への対応が求められてきました。加えて、未曾有の大災害を引き起こした東日本大震災は、これまでの人々の価値観や考え方、意識に大きな変化を与えました。

このため、本市においては、平成24年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、前期基本計画の成果を踏まえ、市民の意識の変化やニーズを的確に捉えるとともに今後の政治・経済の動向、社会潮流の変化などを見定めて、平成25年度から5か年間のまちづくりの指針として後期基本計画を策定します。



1 後期基本計画の位置付け（策定方針）

(1) 市の将来像を実現するための行政経営計画

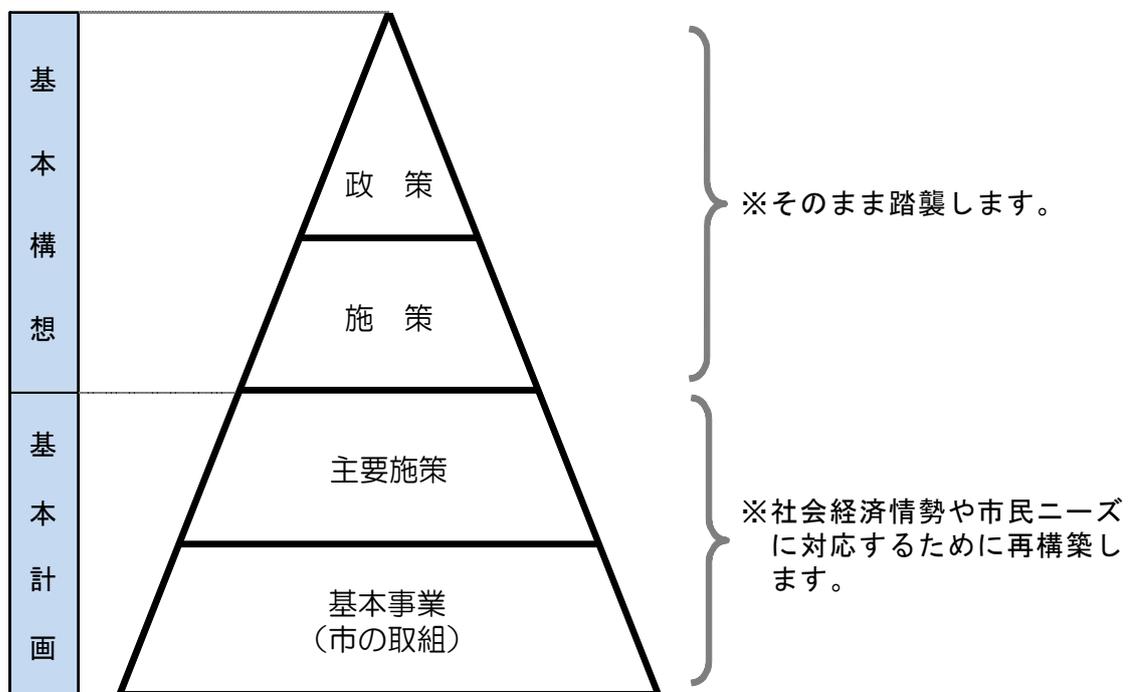
市の将来像の実現に向けてより良い成果を創出していくためには、これまでの行政運営から行政経営への転換が重要であることから、前期基本計画では設定していなかった活動指標や成果指標といった「指標」を各主要施策に設定し、計画の進捗状況や達成度を点検・評価、検証できる計画とします。

(2) 市民と協働で進めるまちづくり計画

まちづくりは、行政だけでなく市民をはじめあらゆる主体との「協働」が必要であることから、後期基本計画では市（行政）の取組だけでなく市民や団体、事業者などの取組をあわせて示し、「自助」「共助」の視点を加えて、市民と共にまちづくりに取り組むための指針とします。

2 主要施策の統廃合

総合計画の政策体系は、「政策」を頂点に「施策」「主要施策」「基本事業」の順に階層構造になっていますが、基本構想で定める「政策」「施策」部分は変更せずに「主要施策」以下を、社会経済情勢や市民ニーズに対応するために、前期基本計画の成果を踏まえ再構築します。



後期基本計画策定スケジュール

(H24. 10. 1現在)

	平成23年度	平成24年度												平成25年度					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
議 会	H23. 9 補正予算 H23. 12 総務委員会							○ 報告					○ 報告				● 議決		
審 議 会		委員公募	団体等からの委員選定	① 諮問	②	③	④ 答申												
市 民 参 加	H24. 1~2 市民アンケート								市 政 懇 談 会 バブリックコメント				○ 学生フェスタ (輝く加東 まちづくりコンソーシアム)						
庁内体制	H23. 7~9 前期基本計画総括 各部署ヒアリング H24. 2~6 WG編成			WGによるたたき台の作成	素案作成	(各部署での取組)	(部長会議での取組)	後期基本計画素案の検討							計画案作成		● 上程	計画書印刷	
								後期基本計画素案の検討											

加東市総合計画審議会の運営に関する申し合わせ（案）

（平成 24 年 10 月 11 日決定）

1 審議会の公開（会議の傍聴）について

- (1) 審議会は、「加東市の会議の公開に関する指針」に基づき、公開とする。
- (2) 審議会の公開は、傍聴を希望するものに当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (3) 会議の傍聴に関する事項は、「加東市の会議の傍聴要綱」に基づく。

2 代理出席について

各種団体等から推薦（選出）された委員については、代理出席を認める。

3 委員の交代について

各種団体等から推薦（選出）された委員については、各選出団体等での任期が終了した場合、委員を交代できる。

4 議事の表決について

議事の表決が必要な場合は、挙手により行う。

5 会議録の作成について

- (1) 審議会の会議録は、「加東市会議録作成規程」に基づき、要点筆記で作成する。
- (2) 会議録の署名は、会長及び副会長が行う。

6 会議録等の公開について

- (1) 会議録確定後、市のホームページで公開する。ただし、委員の氏名など発言委員を特定できる内容は、非公開とする。（会長及び副会長は、除く。）
- (2) 会議録とあわせて、会議資料を公開する。

7 その他

この申し合わせのほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

後期基本計画策定に関するアンケート結果の概要

- (1) 調査対象：市内に在住する 18 歳以上の男女
- (2) 標 本 数：4,000 人（単純無作為抽出）
- (3) 調査方法：郵送配布・回収による郵送調査法
- (4) 調査期間：平成 24 年 1 月 26 日～平成 24 年 2 月 6 日
- (5) 回収結果：有効回答数 1,508 回答率 37.7%
- (6) アンケート結果の概要： ⇒「まちづくり施策に対する評価（重要性と満足度）」のとおり

【質問の概要】

①加東市が取り組んでいる施策、または取り組もうとしている施策（43 項目）について、その重要性と現状についての満足度を質問しました。

※「施策」は、前期基本計画の主要施策 67 項目を、43 項目に集約したものです。

⇒それぞれの施策の重要性と満足度について、次の区分から選択してください。

<p><重要性>・重要である</p> <p>・やや重要である</p> <p>・気にはなる</p> <p>・あまり気にならない</p> <p>・気にならない</p>	<p><満足度>・満足</p> <p>・まあ満足</p> <p>・普通</p> <p>・やや満足</p> <p>・不満</p>
---	---

②得られた結果から偏差値を算出し、グラフ化しました。

③グラフを 4 つの領域に区分し、重要性と満足度の状況（分布）を把握しました。

④この結果を、できる限り後期基本計画に反映することとしました。

【結果の概要】

①見直し領域：満足度は高いが重要性が低いため、内容を精査の上、満足度の低い項目へ優先順位をシフトするなど、見直しが必要な項目（12 項目）

②維持領域：満足度が高く重要性も高いため、このまま維持していく項目（11 項目）

③検討領域：満足度が低く重要性も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度の向上を検討していく項目（5 項目）

④強化領域：重要性が高いにもかかわらず満足度が低いため、充実が求められている項目（15 項目）

加東市総合計画・後期基本計画（案）に対する意見と市の対応

委員名	
-----	--

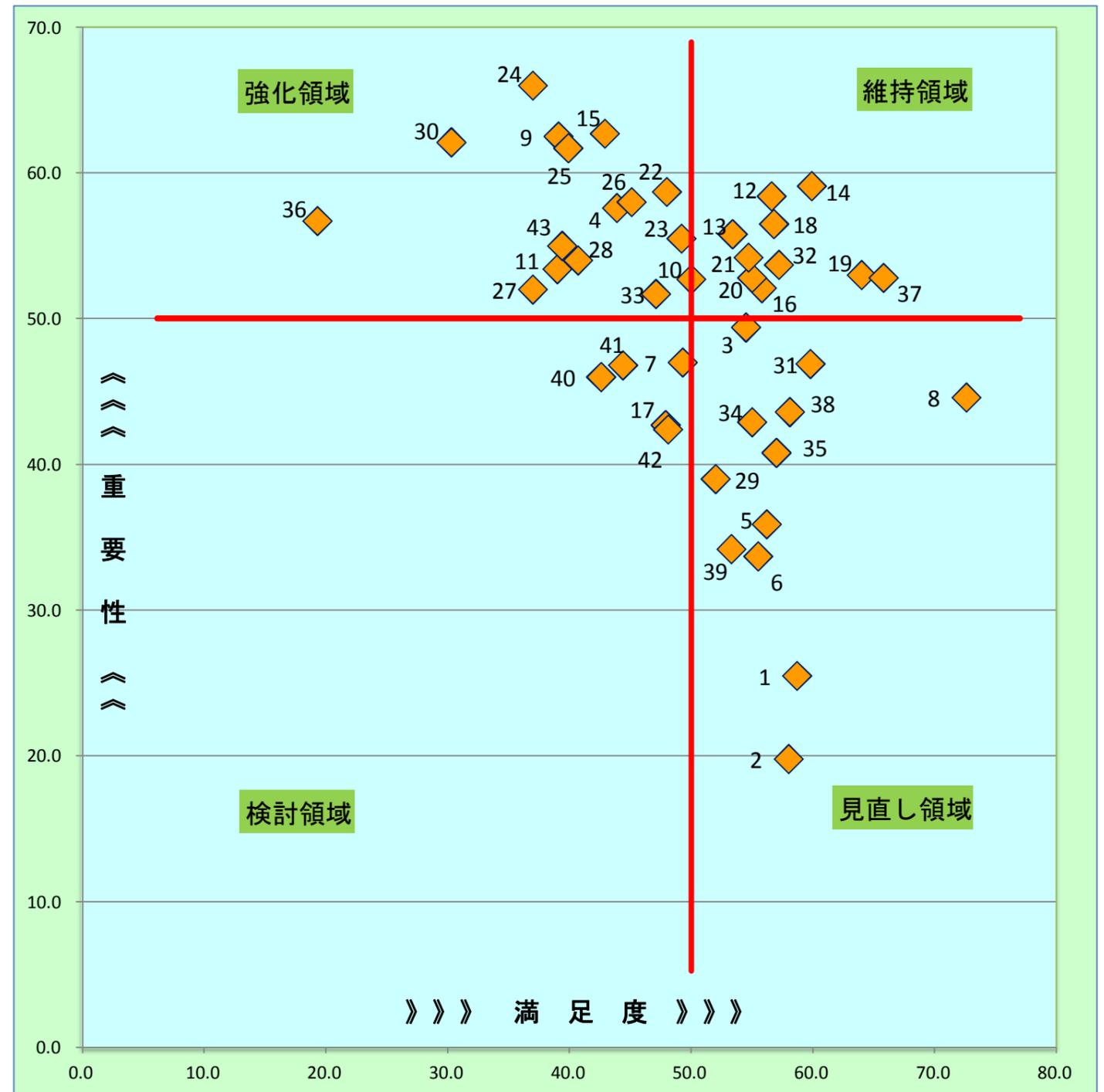
頁	委員の意見	市の対応

※10月 日までに、事務局に提出してください。（FAX：42-5633）

※メールでの提出を希望される場合は、申し出てください。データを送信します。

■まちづくり施策に対する評価（重要性と満足度）・・・後期基本計画アンケートの結果から

No.	まちづくり施策／後期基本計画アンケート項目	満足度	重要性
1	芸術・文化活動の支援	58.7 (6)	25.5 (42)
2	国際交流を通じたまちづくりや交流機会の確保	58.0 (8)	19.8 (43)
3	小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実	54.5 (19)	49.4 (27)
4	児童・生徒の基礎学力の習得と社会への適応能力の向上	43.9 (32)	57.6 (10)
5	生涯学習活動の支援	56.2 (13)	35.9 (39)
6	スポーツ活動の支援	55.5 (15)	33.7 (41)
7	青少年の健全育成などに関する取組	49.3 (24)	47.0 (28)
8	緑地や公園など身近な自然の創造	72.6 (1)	44.6 (32)
9	ごみの不法投棄やたばこのポイ捨てなどの防止によるまちの清潔さ・美観の保全	39.1 (38)	62.5 (3)
10	工場からの大気汚染や車の振動・騒音などの公害の防止	50.0 (23)	52.7 (23)
11	エネルギーの節約や太陽光発電など自然エネルギーの有効活用	39.0 (39)	53.4 (19)
12	資源をリサイクルするなどごみの減量化の取組	56.6 (12)	58.4 (8)
13	交通安全意識の普及・啓発	53.4 (20)	55.8 (13)
14	消防・救急救助体制の整備に関する取組	59.9 (4)	59.1 (6)
15	地震や風水害などへの防災対策	42.9 (33)	62.7 (2)
16	防犯パトロールの実施や安全安心ネットのメール配信	55.8 (14)	52.1 (24)
17	消費者の利益保護と相談体制の充実	47.9 (28)	42.7 (35)
18	地域や家庭での子育て支援の取組	56.8 (11)	56.5 (12)
19	健康増進の推進や生活習慣病予防の充実	64.0 (3)	53.0 (20)
20	高齢者の自立支援や社会参加の促進	55.0 (16)	52.8 (21)
21	高齢者福祉サービスに関する取組	54.7 (18)	54.2 (16)
22	高齢者が自宅などで安心して暮らせる取組	48.0 (27)	58.7 (7)
23	障がいのある人などの自立支援や社会参加の促進	49.2 (25)	55.5 (14)
24	医療体制の整備・充実	37.0 (40)	66.0 (1)
25	社会保障に関する取組（生活保護制度、国民年金、国民健康保険など）	39.9 (36)	61.7 (5)
26	市民一人ひとりが安心して暮らせる地域活動の推進や人材の育成	45.1 (30)	58.0 (9)
27	農地の保全や「農」の担い手の確保	37.0 (40)	52.0 (25)
28	地域産業などの活性化	40.7 (35)	54.0 (17)
29	歴史遺産や伝統産業などを活かした文化観光の振興	52.0 (22)	39.0 (38)
30	就労機会の拡大による安定した雇用の確保	30.3 (42)	62.1 (4)
31	違法な広告、看板などの撤去によるまちの景観の保全	59.8 (5)	46.9 (29)
32	良好な住環境の維持・保全と創造	57.2 (9)	53.7 (18)
33	まちのバリアフリー化に向けた整備	47.1 (29)	51.7 (26)
34	情報通信サービス（CATV）の充実	55.0 (16)	42.9 (34)
35	交通渋滞の解消など道路の整備	57.0 (10)	40.8 (37)
36	便利な交通手段の整備（鉄道・バス）	19.3 (43)	56.7 (11)
37	ライフライン（上下水道など）の整備	65.8 (2)	52.8 (21)
38	人権尊重に対する取組	58.1 (7)	43.6 (33)
39	市民参加の仕組みの整備や市民参加の機会の促進	53.3 (21)	34.2 (40)
40	行財政改革を柱とする計画的な行財政運営の推進	42.6 (34)	46.0 (31)
41	市民に開かれたまちづくりの推進に関する取組	44.4 (31)	46.8 (30)
42	広域行政の推進に関する取組（近隣の市との連携など）	48.1 (26)	42.4 (36)
43	市税などの確保による健全な財政運営	39.4 (37)	55.0 (15)

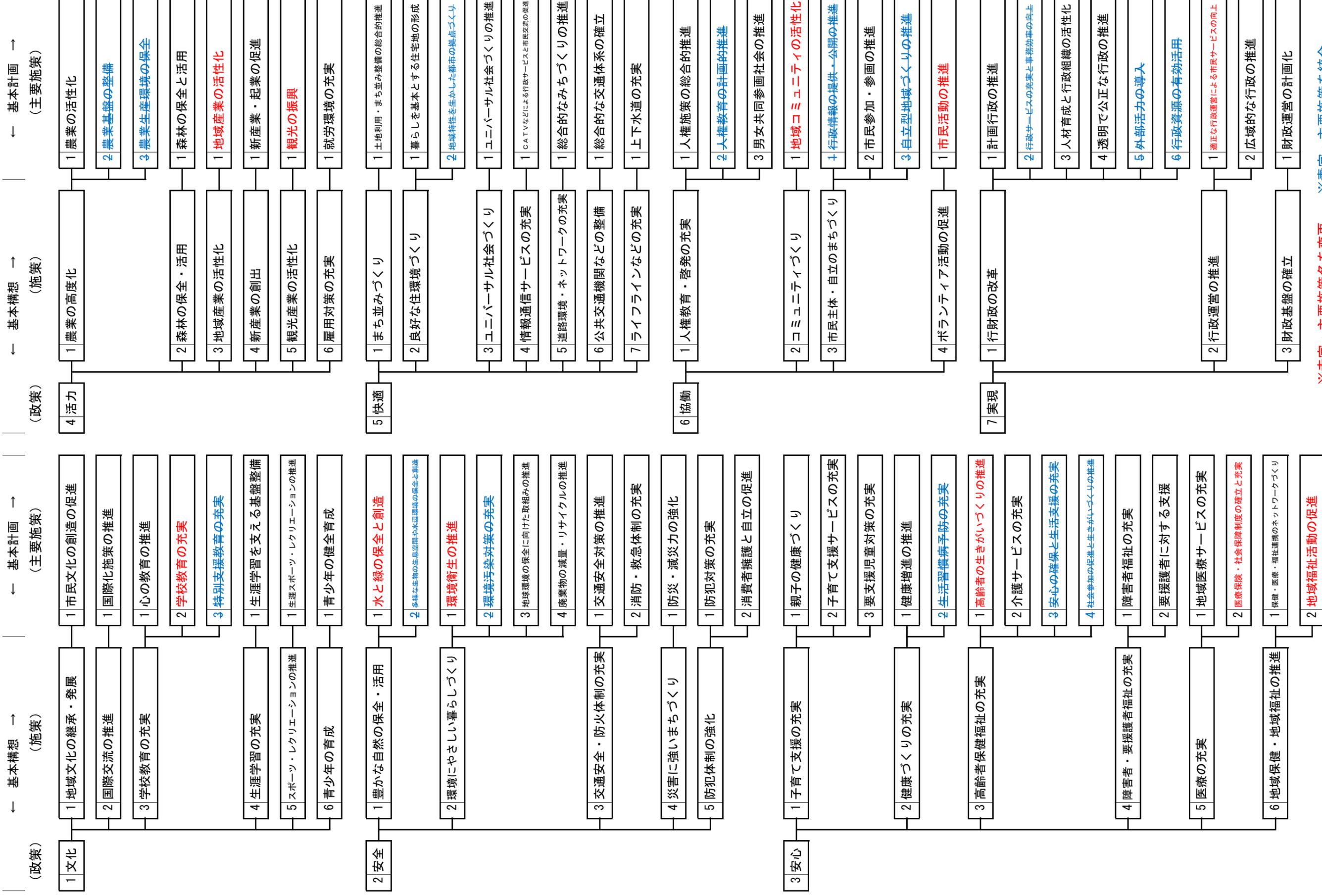


【強化領域の主な内容】

- ・学校教育の充実【No.4】
- ・環境（美化、省エネルギー、自然エネルギーの活用）【No.9, 11】
- ・防災対策（地震、風水害）【No.15】
- ・医療、福祉の充実（高齢者、障害者、社会保障、バリアフリー化）【No.21, 22, 23, 24, 25, 33】
- ・産業の活性化と雇用の確保（農業、地域産業の活性化、就労機会の拡大）【No.27, 28, 30】
- ・公共交通の確保、充実【No.36】
- ・健全な市政運営【No.43】

※満足度と重要性の数値は偏差値、（ ）内の数値は順位を示す。

総合計画 政策体系の変更案 (政策～主要施策)



※赤字：主要施策名を変更

※青字：主要施策を統合